

# 社会福祉 しずおか

2015



## 特集

地域と共に歩む社会福祉法人の  
あり方について考える

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508

<http://www.shizuoka-wel.jp>

E-mail [spcsw@shizuoka-wel.jp](mailto:spcsw@shizuoka-wel.jp)

# 地域と共に歩む社会福祉法人のあり方について考える

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、社会福祉法人はその担い手として期待されています。また、社会福祉法の改正においても「地域における公益的な取組」が責務となることが盛り込まれるなど、制度の狭間にいる方に対する支援に社会福祉法人が中心的な役割を果たしていかなければなりません。

今回の特集記事では、今後、社会福祉法人が地域と共に発展を続けていく上で、そのあり方について考える機会としました。

## そもそも社会福祉法人とは

古くは聖徳太子による「非田院」にまで遡るとも言われますが、明治初期、「慈善救済事業」と言われた時代には、

宗教関係者によって支えられる児童保護事業や、一部の篤志家による不良、犯罪少年・少女の更生を行う事業（感化事業）がその中心を占めていました。

その後も、経済情勢や凶作をはじめとする影響も受け、民間福祉事業施設経営は大変厳しいものでしたが、多

くの社会福祉事業家が私財を投じ、職員処遇や利用者への支援において多くの苦難を乗り越えてきました。

民間社会福祉事業は、個人や任意団体、公益法人等によって経営されていましたが、公的責任のもとで経営基盤の安定を図るとともに、ニーズにもとづいた制度外のサービスへの取り組みへの期待も受けつつ、昭和26年の社会福祉事業法の制定により社会福祉法人が誕生しました。

## 社会福祉法人制度の見直し

昭和26年に社会福祉事業法の成立と共に誕生した社会福祉法人は、60余年の間、社会福祉制度の変改の中でもそのシステムに大きな変更なく現在に至っています。しかし、複雑多様化する福祉課題を抱える現代社会の中で、「社会福祉法人は多くの利益を出しているのでは？」といった声から社会福祉法人制度のあり方についての議論が始

まりました。

各種検討会の報告を受けてとりまとめられた「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が平成27年4月3日の閣議決定を経て国会に提出されました。

## 社会福祉法人制度はどう変わるのか

今回の社会福祉法の改正により、財務諸表や役員報酬の公開、評議員会の設置など、より適正な経営のもと社会福祉事業を実施し、なお発生した利益については事業継続のための積み立てや新規事業への展開、人材への投資に回した上で、地域の福祉ニーズに対応した事業に再投下することが義務付けられる見通しです。

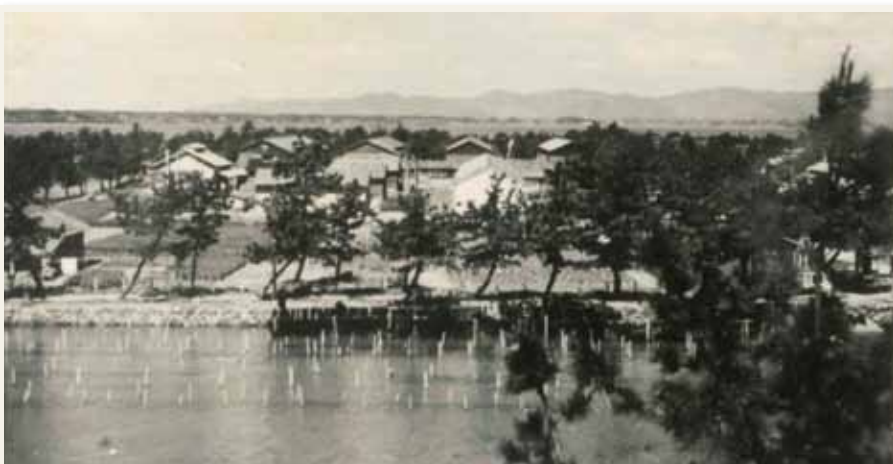
このように、社会福祉法人が公益的な事業を実施するにあたっては、地域の特性や福祉ニーズを把握する社会福祉協議会等との連携による実施が期待されています。

現、(社福)長岡寮湯の家が昭和25年頃に行っていた養老施設の様子。当時は戦後の為、経済的混乱と家族制度の崩壊から、身寄りのない老人の多くが路頭に迷っていた。昭和22年に要保護者の休養施設として、定員30名の養老施設が開設された。

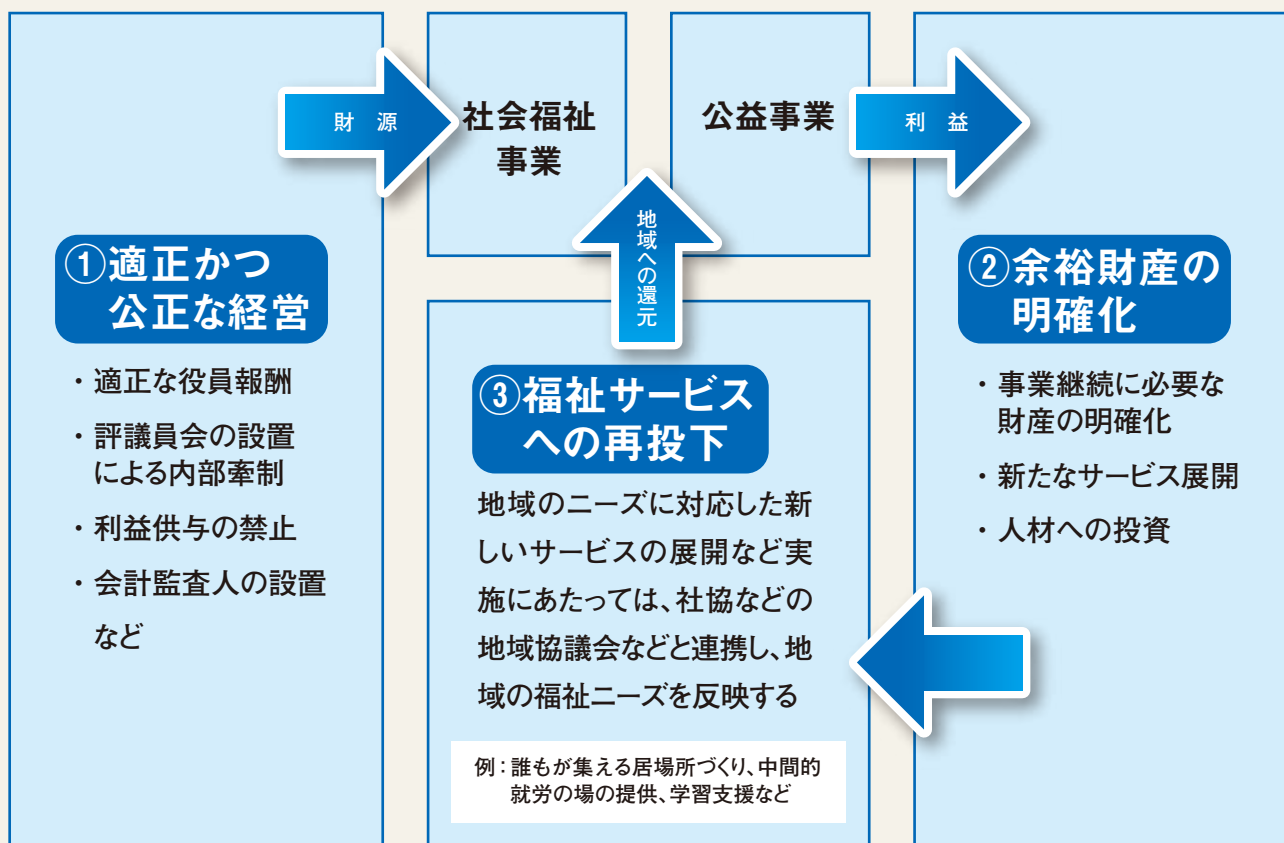


御下賜金を賜り高松宮殿下を囲む関係者(いづみ荘前にて)

現、(社福)浜松母子福祉苑が昭和21年に開設した静岡県で最初の母子寮(弁天島同胞寮)。戦争未亡人の保護を目的に国からの依頼を受け、旧浜名郡舞阪町に母子寮を設置した。現在は、母子生活支援施設として事業を継続。



### 社会福祉法人の事業





# 地域福祉ネットワークを考える座談会

新しい制度や仕組みを考えるのではなく、それぞれが持っている  
既存の取組やノウハウをいかに共有し、  
繋ぎ合わせる事ができるかが重要!!

地域の中で様々な生活課題を抱

え、制度の狭間で支援を必要とし

ながらも、福祉サービスや助け合い

につながりにくい人が増えています。

法律や制度は充実しても、それ

ぞれ地域ごとの福祉ネットワーク

が機能しなければ、制度の谷はま

すます深くなってしまうのではない

のでしょうか。

今回、社会福祉施設と社会福祉

協議会の連携による地域福祉ネッ

トワークの活性化をテーマに、両者

の立場を代表してお二人に話し

合っていたいただきました。

## より深刻で複合的な生活課題を抱えるケースが増えていく

**山本** 地域の中には昔からたくさん課題がありました。上手く表現できませんが、極端な話、それが深刻な生活課題に繋がるとは当時は思っていないでした。今の時代は、経済情勢の変化、地域の支え合いの希薄化などが複

## 山本 たつ子 さん

社会福祉法人天竜厚生会 理事長  
(静岡県社会福祉法人経営者協議会 副会長、  
(一社)静岡県社会福祉士会 会長)

地域に根差した法人経営の傍ら、会の活動を通して社会福祉法人の公益的な事業に関する研究や専門職連携のあり方等について精力的に取り組む。



合的に絡み、課題が根深く、表面化しにくくなっていると感じています。

例えば、離婚やリストラなどが身に起こった時、社会資源などのサポートを受けられずに、生活の立て直しができないと、そういった出来事がそのまま生活困窮に直結してしまいます。

派遣労働にしても、昔のイメージでは、農家の方が冬の仕事として工場など短期で働ける職場を探していたようなケースが多かったと思いますが、今は派遣労働が常態化しています。時代が急速に変化しています。

**原** そうですね、リーマンショックが1つの最近の大きな転機になりました。長年、社協の相談支援に携わってい

ますが、生活課題が深刻化していることと、制度の対象に該当しないケースの相談が増えました。

**山本** 個人の相談であっても、その背景に家族の課題があったり、地域に普遍的に存在する課題だったりもします。それを1つの法人や施設で支えようと頑張っても限界があります。やはり地域の福祉ネットワークが機能することが大切です。私は、地域のつなぎ役の中心は社協だと期待しています。

## 福祉専門職職員の意識について

**山本** 現場の職員や相談員も、お互いの領域をまたぐことに抵抗があるような気がします。高齢者の施設なら、介護保険法だけ理解すればいいといったような。

もともと生活に困難を抱えている「人」を支援する根幹には、国民年金法であったり、健康保険法、消費者金融法など、様々な法律や制度があって生活が成り立っています。施設に借金の取り立てが来たことも何度もありました。生活の根幹を意識せずに制度だけ見ていては、本当に生活を支援す



## 原 秀人 さん

社会福祉法人小山町社会福祉協議会  
常務理事兼事務局長

小山町社協として、  
「生活困窮者自立促進支援」  
モデル事業の実施や  
町内の社会福祉事業所ネットワークの  
活性化に取り組む。

することはできない気がします。

**原** 社協の職員も意識の持ち方はそれぞれです。例えば、ケアマネ、ヘルパーなど在宅福祉部門の職員で、「自分はケアマネだけど、社協の職員ではない」といったような。社協の職員として何ができるか、どの職種も自覚を持って考えて欲しいです。

**山本** 例えば、保護者から「保育園があることは知っていたけど、社会福祉法人が運営していることは知らなかった」といったような話を聞くと、もともと社会福祉法人として何に取り組んでいるのか、職員が一丸となつて見せていけないと感じています。

会計、介護、相談、保育士など、職種

や種別は違つても、誰もが地域の人を支えるオールラウンダーになつてほしいと思います。

保育園でも、ソーシャルワークの視点を持つていけば、世帯の様々な課題に気付けるはずですよ。それを地域包括支援センターなり、社協なり、関係機関につなげばいいわけですから。

### 縦割り意識からの脱却を

**山本** それこそ措置の時代は、施設の相談員、福祉事務所、民生委員、社協職員など、一緒に汗をかきながら、お互い困つたことは常に相談し合いながら支援をしていたような気がします。措置から契約の時代になり、施設⇨福祉サービス、社協⇨地域福祉活動、といった感じで縦割りになつたように実感します。

**原** 私も、社協が民間である前に行政の親戚関係という意識が強くなつたと感じています。自分達も民間の社会福祉法人なんだという意識を強く持つて、施設や関係団体と同じ目線を持つて連携する必要があると思います。

社協のような組織は「相談の出口」

を常に意識し、社会資源のネットワーク化に取り組まなければなりません。

**山本** そうですね。例えば、家庭内の虐待において、色々な支援団体がその世帯に関わつていたのに、最悪なケースに発展してしまふことがあります。家の中まで強制的に入ることは難しいですが、例えば、地域の「つて」みたいなものを利用して世帯に入り込むとか、昔で言うある意味「おせっかいな人」になつても必要で、地域を使つて入り込むのは社協の得意分野だと思ふんです。

**原** 施設と社協が互いの得意分野やノウハウを共有することが必要ですね。施設も社協もお互い日々の業務に追われる中で、ガチガチのネットワークや会議で結びつくというよりも、お互い何が出来るのかを共有し、必要な時に必要なメンバーがすぐに集まつて検証できる関係づくりがいいのかもしれない。

**山本** 確かに制度は充実してきまして。これからは、制度と制度、機関と機関とを効果的に繋ぐ取組がますます重要になります。

例えば、地域ケア会議というのと、とにかく関係者全員を集める。悪いことではありませんが、原さんがおっしゃつたように、事象が起きたら関係者がさつ

と集まつて困りごとを共有できるようにフットワークの軽さがほしいですね。

### 施設と社協、関係団体が目線を合わせて

**原** 社会福祉法人が地域の公益的な活動に取り組むことが義務化になるという流れですが、ゼロから新たなシステムを作るといふような難しいことではなく、地域住民や関係機関と一緒に地域課題について考え、皆が同じ目線を持つていくことが必要ですね。

**山本** そうですね。今は、地域包括支援センター、障害者自立支援の指定相談、子育て支援センターなど色々な窓口がある中で、それぞれが縦割りではなく、地域の中で束ねていくことが必要だと思ふます。

そうして束ねたニーズから、居場所づくり、トライアル就労の受入れ、学習支援などの取組の実践に繋げていくもともと施設には様々な専門職や機能が備わつていますので。

**原** 改めて社協も含めて社会福祉法人の活動の見える化、地域福祉ネットワークを充実させていきたいと強く感じました。ありがとうございました。



**【事例紹介】  
地域の福祉課題は、  
社会福祉法人が受け止める!!**

これまで見てきたとおり、既存制度では対応できない福祉課題が増加し、制度の狭間で苦しんでいる人が増加しています。

以前から社会福祉協議会と社会福祉事業者等が手を取り合い、地域の課題に取り組んでいる菊川市の事例を見てみましょう。

**【課題と経緯】**

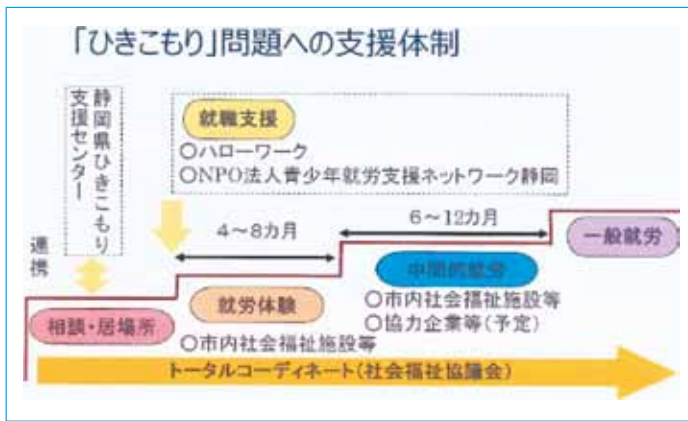
菊川市社会福祉協議会(以下「菊川市社協」)では、毎年実施している地区福祉懇談会において、「人間関係の希薄化」、福祉サービスや自治会・民生委員等との情報の共有化」などの地域の課題が明らかになってきました。

こうした状況を踏まえ、菊川市社協では平成22年度に「菊川市における地域福祉の実現研究会」を設置し、福祉施設や専門職のもっている「地域力」に対して、住民の持っている「福祉力」をどのように高め、相乗効果による地域福祉推進を図るための取組施策について提言を行ってきました。

研究会には社会福祉法人や自治会、民生委員・児童委員、NPO法人等が

委員として参画し、研究・検討を実施した結果、7つの提言を菊川市長に行いました。その中で出た提言において、特に「ひきこもり支援」について、地域の社会福祉事業者の協力を得ながら、取り組んでいます。

**「社会福祉事業者が協力し、ひきこもりの支援から中間的就労支援等の出口支援を」**



民生委員・児童委員の協力を得て、人数の把握を行った結果、市内相当数の世帯がひきこもり問題を抱えていることがわかりました。社協の事業とし

てひきこもり問題を行うことが決まり、平成23年度「ひきこもり問題支援検討委員会」を立ち上げ、どのような支援ができるかを検討し、24年度から「ひきこもり・不登校無料相談」を開始しました。

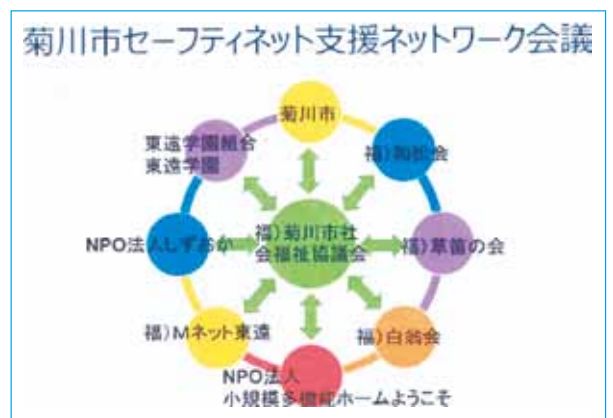
相談を受けながら、本人から「働きたい」というニーズが出てくる場合があります。本人に合った支援を考えると、社会福祉施設において、ボランティア体験や、草取り等の簡単や作業からスタートするケースがあります。対人関係が苦手なケースにおいては、まずコミュニケーションが取れるようになることを目標としています。

ケースによっては、関係機関のNPO法人でパソコンの訓練につないでいます。ひきこもり相談を受けながら、障がい把握することもあり、手帳取得や関係機関につなげる等、様々な出口支援を用意しています。

平成27年度施行された生活困窮者自立支援制度も相談支援から就労支援を一体的に行う制度ですが、先駆けて取り組んでいきた菊川市の事例は学ぶことも多いのではないのでしょうか。

**【その他の取組】**

その他、23年度から設置している菊川市セーフティネット支援対策会議において、経済的困窮者に関する情報共



有や、福祉有償運送運転転者・セダン等運転者講習会の受入について社会福祉施設の協力をお願いします。

**【県社協として】**

地域にある福祉課題は、一つの事業所で対応することは困難です。それぞれの社会福祉事業者がネットワークを構築し、公益的な取組を行う必要があるのではないのでしょうか。

県社協は、第4次活動計画において、社会福祉事業者のサービスの質の向上や安定的経営を支援するとともに地域ニーズに応じた公益活動の普及・啓発やネットワークづくりを推進していきます。



## 日常生活上の困り事の解決を応援しています!



### 「生活応援しずおか(SOS)」の取り組み

地域においては、貧困や社会的孤立、虐待、DVなど、現状の社会福祉制度では十分に対応しきれない生活課題・福祉課題が生じています。これらの課題は、複雑かつ複合的な要因を背景としていることもあり、制度の枠組みを超えた総合的な支援体制の構築等が必要となっています。

その中で、静岡市社会福祉協議会(葵区地域福祉推進センター)では、住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、互いに支え合い、安心して生活できる体制づくりを目指し、制度外サービスの充実に向け、住民相互で支え合う生活支援ボランティアの育成、活動支援に取り組んでいます。取組を進める中、平成26年4月には「生活応援しずおか(SOS)」が立ち上がりました。この取組について、葵区地域福祉推進センターの小久江陽子氏にお話を伺いました。



右端(小久江氏)

#### ★きっかけは何ですか?

日頃、ボランティアセンター等で様々な相談を受付する中、日常生活における困りごとなど、制度だけでは対応できない狭間の課題に接することが多くありました。

生活課題を受け、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けていくために、制度だけでは対応できない困りごとを住民同士の支え合い活動で解決する仕組みが必要でした。

そこで、市社協の第二次地域福祉活動計画において、生活支援を行うボランティアの養成を掲げ、ボランティアグループの組織化に取り組むはじめました。

#### ★「生活応援しずおか(SOS)」はどんな組織ですか?

生活支援ボランティアの養成講座を受講した有志10名で、平成26年4月に「生活支援しずおか(SOS)」が設立しました。講座をとおして、地域で暮らす高齢者や障がいのある方、子育て中世代の方などが、制度の狭間の様々な生活課題を抱えていることや住民同士の支え合いが求められている状況に気づき、どんなお手伝いができるのかなど考えていく中で、「近所の人でできることは支えていこう。」「困りごとを抱えた人の心に寄り添っていきたい。」との思いから、市社協と受講者の方と組織立ち上げに至りました。メンバー(ライフサポーター)には30代から70代の幅広い世代で構成されており、中には転勤族の家族を持つ主婦の方など、今住むこの地域のために何かお手伝いをしたいと参加されています。

#### ★活動内容を教えてください。

- 対象者：高齢者や障がいのある方、子育て中の世代など、公的サービスや有料サービスを利用できない方々
- 活動内容：話し相手や引っ越しの片づけ、ごみの整理・処分、葉書の代筆、病院の付添など、制度では対応できない困りごと(1回2時間程度)
- 利用料：無料(支援内容により実費負担有)
- 申込先：静岡市社協(葵区地域福祉推進センター)



話し相手の様子

#### ★受付から活動までの流れは?

依頼者からの相談を受けると、ボランティア担当者と依頼者の居住地域の地域福祉コーディネーターと一緒に依頼者宅に訪問し、支援の必要性の有無、他制度等の利用可能性を再度確認します。支援の必要性が確認できた場合には、ライフサポーターと依頼主とのコーディネートを行い、支援活動を提供します。

#### ★今後は?

この活動は、単に制度では対応できない困りごとを解決するだけでなく、助け合い・支え合いをとおして、困りごとを抱えた方々の生活状況が深刻な状態に至らないようにする予防機能を果たします。また、孤立しがちな方々と社会とのつながりを再構築するきっかけになると期待しています。そのため、助け合いや見守りなど、住民同士で支え合う取組を身近な地域から区域まで重層的に構築していくため、地域の方々に支え合いの必要性を感じてもらおうとともに、生活支援を担っていただけるボランティアをより一層増やしていきたいと思っています。



# 平成二十六年 県社協事業報告

平成26年度に本会が実施した事業のうち、重点推進事項について報告します。

## 本標1 地域福祉を支える人づくり

### 実施目標①

住民の意識と主体的な行動力を高めます

【重点推進事項】「暮らし・安心・支え合い」福祉のまちづくり県民運動の実施

県民福祉の日(10月20日)を中心に、「心のふれあい」や思いやりの気持ちで結ばれた共生・支え合いによる地域社会の実現をめざす「県民運動を展開し、住民の気づきや地域活動への参加機運の醸成を図った。



### 【事業内容】

- 暮らし・安心・支え合い、福祉のまちづくり県民運動の実施
  - 社会的孤立の防止に係る啓発事業の実施
  - 福祉のまちづくり絵画コンクールの実施
  - 福祉カレンダーの作成・配布
- 「県民福祉の日」啓発事業 ほか
- 静岡県健康福祉大会の開催  
(10月24日、静岡市民文化会館)

### 実施目標②

地域福祉活動の核となる人材を育成します

【重点推進事項】「住民主体の活動を進める人材養成」

複合的な課題を抱える人や家族に対して総合的な支援を行う地域福祉コーディネーターや、地域住民が主体となる活動を促し継続的な支援や調整を行う人材を育成した。

### 【事業内容】

- 地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)養成研修会の開催
- コミュニティワーク研修会の開催
- 市町地域福祉(活動)計画策定編
- 小地域福祉活動リーダーの育成
- 小地域福祉活動リーダー養成モデル地区の指定
- 小地域福祉活動リーダー養成講座の開催

### 実施目標③

福祉サービスの担い手を確保、育成します

【重点推進事項】「保育士・保育所支援センター」設けによる保育士確保の促進

今後見込まれる保育士需要の増加に向け、保育士・保育所支援センターを開設し、潜在保育士等の就職を支援した。

### 【事業内容】

- 就職支援コーディネーターの配置
- 保育士就職説明会の開催  
(西部、中部、東部)



福祉分野における人材確保が層厳しくなる中、よりきめ細かなマッチングに努めるとともに、福祉の仕事のイメージアップや未来を担う人材の

参入促進に向けた事業に取り組んだ。

### 【事業内容】

- 福祉のしごと就職フェアの開催  
(春・秋冬に開催)
- 福祉人材マッチング機能強化事業の実施
- 地域密着型福祉就職相談会の実施  
(清水、藤枝、掛川で実施)
- 「ハローワークにおける出張相談」
- 伊豆半島就活キャラバン



3 福祉のお仕事魅力発見セミナー及び福祉のしごと学び体験ツアーの実施

4 保護者向け啓発資料の作成

本標2 地域福祉を支える仕組みづくり

### 実施目標①

幅広い協働による地域福祉活動を促進します

【重点推進事項】「生活困難・社会的孤立防止に向けたモデル事業の実施」

地域での生活困難者の孤立防止を図るため、モデル地区を指定し、実態調査、ワンストップサービスの実施及び成果報告等を行う「孤立防止に向けたモデル事業」を実施した。

### 【事業内容】

- 静岡県生活困窮者自立促進支援モデル事業の受託  
(10月14日～3月31日)
- 12町社会福祉協議会、NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡、県社会福祉協議会の14法人で「ふじのくに生活困窮者自立支援コンソーシアム」を構成し事業受託
- 啓発事業
- 生活困窮者支援における伴走型支援シンポジウムの実施(11月29日)
- 生活困窮者支援のための冊子「緊急生活支援ガイド」10,000部作成
- 静岡県生活困窮者自立促進支援モデル事業の受託  
(10月14日～3月31日)
- 伴走型支援士2級認定講座の開催支援(主催・特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク)

生活困窮者支援における伴走型支援シンポジウムを構成し事業受託

ウムの実施(11月29日)

日常生活自立支援事業の執行体制の充実  
員に対する研修等を通じて、きめ細かな相談支援体制の充実強化を図った。

### 実施目標②

福祉サービスを必要とする住民の地域生活を支援します

【重点推進事項】福祉サービス利用者の権利擁護

また、成年後見等実態把握調査を実施し権利擁護に関する課題を明らかにした。

### 【事業内容】

- 日常生活自立支援事業の執行体制の充実
- 成年後見制度取組状況・潜在的ニーズ把握調査
- 社協の広域における法人後見等検討会
- 法人後見実施機関職員研修業務の受託
- ケースカンファレンス静岡(主催：全国社会福祉協議会 共催：静岡県社会福祉協議会)「日常生活自立支援事業」

### 実施目標③

地域福祉の実践に役立つ情報を収集・提供します

【重点推進事項】「地域福祉情報発信機能の強化」

地域福祉に関する情報提供媒体としての機能を発揮するため、情報の収集・発信の有効なツールであるホームページや機関紙等の内容を充実させることにより、地域福祉活動の活性化を図った。

### 【事業内容】

- 地域の実践事例の収集・発信
- 研修申込機能及び電子会議室(掲示板)の開始



**【重点推進事項】地域特性に合わせた事業者への支援**  
 住民が安心して利用できる福祉サービスを地域の特性に合わせて展開できるよう、社会福祉事業者の経営基盤の強化や、公益的な活動の取組等を支援します。

**実施目標②**  
**社会福祉事業者等を支援します**

- ・ 市町社協新会計基準移行研修の実施
  - ・ 公認会計士による経営分析助言
  - ・ 市町社協中核リーダー研修プログラムの開発及び実施
- 2 市町社協役員向け研修等の実施**

**【事業内容】**

**1 市町社協における事業評価のあり方等の活用促進**  
 市町社協の経営基盤強化を図るため、理事事務の適正化や人材育成プログラムの作成等の総合的な支援を実施した。



**実施目標①**  
**市町社協を支援します**

**本目標③**  
**地域福祉を支える組織づくり**

- 2 機関紙(毎月)、県民向け広報誌(10月)の発行
- ・ 10月号は、主な読者を中学生に設定し、福祉に関する情報提供や啓発を目的として発行
- ・ 内容としては、福祉の仕事内容の紹介と現場で働く従事者のインタビューを掲載するとともに、読者と同じ中学生の福祉活動等を紹介

**平成26年度決算報告**

(単位:千円)

会計	収入	支出
社会福祉事業区分	2,180,700	2,180,700
公益事業区分	255,299	255,299
生活福祉資金会計	4,005,358	4,005,358
要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	529,231	529,231
生活福祉資金貸付事務費	216,402	216,402
臨時特例つなぎ資金会計	50,134	50,134
合計	7,237,124	7,237,124

- 1 今後の県社協財政状況の試算と検証
- ・ 過去3年の決算書を比較した経営分析と自主財源推移を基に職員研修を実施
- 2 支出削減への積極的取組の推進
- ・ 固定経費の使用状況を可視化し、職員の節約意識を浸透した。
- ・ 取引業者見直しによるコストの削減

**【重点推進事項】県社協財政基盤の強化**  
 限られた財源を有効活用するため、公的財源と自主財源確保に努め、経費の使用状況を可視化して全職員で支出削減に取り組んだ。

**実施目標③**  
**県社協の基盤強化を図ります**

- 1 民間社会福祉施設運営基金助成事業の実施  
 詳細は、巻末資料P83を参照  
 助成実績・123件 29,099千円
- 2 福祉施設経営指導事業の実施
- 3 経営に関する研修会・セミナー等の開催

**カーテン・リース&クリーニング**

特許取得の出張クリーニング車にて施設に訪問、取外し、クリーニングから取付けまで全ておまかせの予備不要短時間低料金システムでお喜び頂いています。  
 欠落部品の補充もします。

メンテナンス付リースでカーテンはいつもきれいです

**カーペットタイル・リース&クリーニング**

カーペットタイルメンテナンス付リース  
 リース期間 5年間(60か月)  
 期間中12カ月毎 定期クリーニング  
 全国初の除菌・消臭の丸洗いシステムで清潔を保ちます。  
 特にホテル、保育施設などでご好評です。  
 ※クリーニングのご用命にも対応します。

洗う前 丸洗後

カーペット洗浄機

独自のサービスでお喜び頂いています。 **株式会社三ナワ** 静岡市葵区産女1060番地の1  
 ☎054-295-9002 Fax054-295-9003

独自洗浄方式開発によりメンテナンス対応が拡がりました。  
 洗浄から乾燥迄、短時間で  
 行い、リースも可能に  
 ブラインドもOK

ロールスクリーンクリーニング

当社独自の舞台幕メンテナンスです  
 「大変お喜び頂いています」  
 ご注文の時期が集中します。  
 御早めに予約願います。

学校の舞台幕(緞帳)

カーテンレールは勿論の事、ロールスクリーン・シェード・ブラインドに至るまで修理修繕対応します。

修理・修繕

# 静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

平成27年6月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み「WEB サービス」(会員対象)を御利用ください！  
→WEB サービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/member/>

研修NO	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師
2	新任職員研修II-1	9/9～10	シズウエル	過去に新任職員研修Iを受講した方	新任職員研修Iに引き続き、コミュニケーションの基本、組織活動の基本及び自己啓発の基本の習得 講師:福祉職員生涯研修課程指導者
8	施設長等運営管理職員研修I	9/7～8	シズウエル	社会福祉施設等の施設長等の管理的職員	施設長等の運営管理職員に必要とされる福祉サービスの理念と動向並びに情報公開とサービス評価の手法、組織活動の中で解決すべき重点テーマの分析方法等の習得 講師:福祉職員生涯研修課程指導者
11	【新規】相談員のための支援力アップ講座(中級編)	9/29	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する経験年数おおむね4年以上の相談員	生活相談員の役割と業務の再確認と更なる支援力アップのための知識、技術の習得 講師:福祉と介護研究所 代表 梅沢 佳裕 氏
47	ターミナルケア入門講座	9/3	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	ターミナルケアの実際を理解し、終末期の対応や、家族へのケア方法を学ぶ。 講師:NPO法人メイアイヘルプユー理事 保健師 烏海 房枝 氏
52	【新規】生活場面から見る利用者の身体観察のポイント	9/15	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	高齢者の健康を守るため、体調の変化、疾患の悪化などの「観察力」を高める。 講師:有限会社ファイブアローズ 取締役 看護師 介護支援専門員 岩下 馨歌里 氏
63	リスクマネジメント講座	9/18	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	事故事例を通じて、具体的な原因分析と防止対策検討を学ぶ。 講師:株式会社安全な介護 代表取締役 山田 滋 氏
94	コミュニケーション技法講座(応用編)	9/11	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方で、過去に基礎編を受講した方	福祉職を対象としたコミュニケーション技法の習得 講師:昭和大学 保健医療学部 講師 大谷 佳子 氏

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします!

[kenshu@shizuoka-wel.jp](mailto:kenshu@shizuoka-wel.jp) に ①事業所名 ②事業所種別 ③電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡ください。

詳細は研修課までお問い合わせください。問い合わせ先:福祉人材部 研修課 電話 **054-271-2174**

**発煙発火のおそれがあります**

東芝エアコンをご愛用のお客様へ 再度のお詫びと重要なお願い  
**引き続き このエアコンを捜しています**

エアコン室内ファンを回転させるモーターのリード線接続部から、発煙発火する可能性があります。無償にて点検修理をさせていただきます。

【対象製品】 東芝エアコン大清快

**LDRシリーズ**

(1998年9月～2000年6月製造)



東芝エアコン大清快

**YDRシリーズ**

(1999年9月～2001年3月製造)



LDR、YDRシリーズ以外

●ハウジングエアコン

●石油エアコン

●ガスエアコン

●業務用エアコン

(1999年11月～

2002年1月製造)

詳細につきましては、こちらの窓口までご連絡ください。

【ご連絡窓口】

**東芝キャリア株式会社** 安全サービス推進室

〒416-8521 静岡県富士市蓼原336番地

フリーダイヤル  
(通話料無料)

専用 **TEL:0120-444-899**

専用 **FAX:0120-445-175**

受付時間

平日 **9:00～18:00** (土・日・祝日を除く)

本件につきましては、弊社ホームページでもお知らせしています。 <http://www.toshiba-carrier.co.jp/>

ご迷惑をおかけいたしました誠に申し訳ございません。謹んで深くお詫び申し上げます。  
ご連絡いただくお客様の個人情報は本件の点検修理のためにのみ利用し管理します。なお、これらの業務に携わる協力会社にはお客様の個人情報を開示することがありますが弊社と同等の管理を行ないます。

※このお知らせは、2004年8月20日に新聞や弊社ホームページ等によりお知らせした内容と同じものです。 (C117)